

## いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市協賛取扱要領

### 1 趣 旨

この要領は、佐野市で開催される第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」、第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発並びに歓迎装飾に係る物品、各大会に必要な用具等について、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会佐野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者が負担する。

### 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。
- (2) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第2号様式）を協賛者に交付する。

### 4 協賛への謝意

協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、ホームページ等に掲載することができる。

### 5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

### 6 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、及び公序良俗を乱すと認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動にあたりと認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

### 7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

### 8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和2年5月29日から施行する。